

宝塚市諮問第16号

宝塚市環境審議会

保全地区等の指定について（諮問）

宝塚市環境基本条例（平成8年条例第23号）第24条第2項第3号の規定により、保全地区等の指定について貴審議会の意見を求めます。

令和7年（2025年）9月19日

宝塚市長 森 臨太郎

諮問の趣旨

下表のとおり所有者から保護樹指定の申し出がありましたので、宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例第5条第1項に規定する保護樹を指定するため、同条例第5条第3項及び宝塚市環境基本条例第24条第2項第3号の規定に基づき諮問するものです。

所有者	樹種	所在地	状態
■■■■■	メタセコイア	宝塚市平井■■■■■	健全

1 (1) 経緯

本件の経緯

- 1 該当地 宝塚市平井 [REDACTED]
メタセコイア
- 2 所有者 宝塚市平井 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 概要 本年3月に所有者から所有者所有地に存する樹木（樹種、メタセコイア）において、市の保護樹に指定されたい旨の申し出があり、同年3月13日に現地にて立ち合いを行った対象の樹木の測定などを行い基準と照らし合わせたところ、幹周が1.5メートル以上あり、保護樹の指定要件を満たすことを確認した。

1(3) 現状写真



フォルダー名 保護樹申請

撮影場所 邸

写真番号 ①

高さ1.5m地点

幹周151cm

施行規則第2条の基準を満たす



フォルダー名 保護樹申請

撮影場所 邸

写真番号 ②

全景



フォルダー名 保護樹申請

撮影場所 邸

写真番号 ③

全景

1 (4) 関係条文抜粋

関係条文抜粋

○宝塚市環境基本条例（平成8年10月1日条例第23号）

（環境審議会）

第24条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条に基づき、宝塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議し、答申する。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項

(2) 環境基本計画に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3～8 (略)

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（昭和57年10月1日条例第72号）

（保全地区等の指定）

第5条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認める地区又は樹木等を自然環境保全地区又は保護樹等(以下「保全地区等」という。)として指定することができる。

2 前項の保全地区等の態様は、次のとおりとする。

(1) 自然環境保全地区 草地、樹林地、河川、池沼等を有し良好な自然環境又はすぐれた自然景観を形成している地区

(2) 保護樹等 都市の美観又は風致を維持し、良好な都市景観を形成している樹木又は樹林

3 市長は、保全地区等を指定しようとするときは、保全地区等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)と協議の上、宝塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

○宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例施行規則（昭和57年10月1日規則第74号）

（保全地区等の指定基準）

第2条

1 (略)

2 条例第5条第2項第2号に規定する保護樹等は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。

(2) 樹高が15メートル以上であること。

(3) 株立ちした樹木にあっては、高さが3メートル以上であること。

(4) はん登性樹木にあっては、枝葉の面積が30.0平方メートル以上あること。

(5) 樹木の集団にあっては、その集団のある土地の面積が500平方メートル以上あること。

(6) その他保存及び保護することが必要であると認められる樹木又は樹林であること。